

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年6月18日(金)午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	徳田 修和 君	副委員長	松枝 正浩 君
委員	山口 仁美 君	委員	愛甲 信雄 君
委員	木野田 誠 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員	山田 龍治 君	委員外議員	川窪 幸治 君
委員外議員	宮田 竜二 君	委員外議員	植山 利博 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	橋口 洋平 君	税務課長	浮邊 文弘 君
税務課主幹	有村 昭司 君	税務課固定資産税グループ長	用貝 大星 君
税務課固定資産税サブリーダー	海江田 和太 君	税務課市民税グループサブリーダー	袴 貴子 君
税務課市民税グループ主任主事	副島 優作 君		
市民環境部長	本村 成明 君	市民課長	山下 美保 君
清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	有満 孝二 君	市民課窓口グループ長	吉村 恵理子 君
市民活動推進課市民環境政策・国際交流G長	山口 留美子 君	市民課窓口グループサブリーダーサブリーダー	笹川 あゆみ 君
市民課窓口グループサブリーダー主査	泉 梢 君	市民課窓口グループサブリーダー主任主事	野崎 法宏 君
消防局長	堀ノ内 剛 君	消防局次長兼総務課長	細山田 孝美 君
消防局次長兼中央署長	落水田 伸一 君	北署長	淵脇 正和 君
警防課長	川崎 敏朗 君	警防課長補佐兼警防係長	松本 哲郎 君
総務課主幹	原田 幸一 君	総務課主幹	池田 康一郎 君
警防課主幹	日原 秀頭 君	消防団係長	鏡園 真秀 君
救急救助係長	徳田 陽介 君	総務課装備係主査	塩満 一樹 君
警防課消防団係主査	船間 弘規 君		

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

8 本委員会の付託及び調査案件は次のとおりである。

議案第51号 霧島市税条例の一部改正について
議案第53号 霧島市手数料条例等の一部改正について
議案第63号 財産の取得について
議案第64号 財産の取得について
議案第65号 財産の取得について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時00分」

○委員長(徳田修和君)

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は去る6月14日の本会議で当委員会に付託されました議案5件について審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は

御手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

はい、それではそのようにさせていただきます。

△ 議案第63号から第65号まで 財産の取得について

○委員長（徳田修和君）

まず、議案第63号から第65号まで、財産の取得について一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（堀ノ内剛君）

総務環境常任委員の皆様には、昨日までの一般質問並びに本日の委員会、連日大変御苦労さまでございます。それでは説明させていただきます。議案第63号については、常備消防における高規格救急車の更新、議案第64号については、非常備消防における消防ポンプ自動車2台の更新、議案第65号については、非常備消防における消防小型動力ポンプ付普通積載車3台を更新するため、それぞれの財産取得に必要な契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、一括して総務課長が説明いたしますので、御審査くださいますようお願いいたします。

○総務課長（細山田孝美君）

第2回霧島市議会定例会議案61ページから66ページに記載されております議案第63号、議案第64号及び議案第65号の財産の取得について一括して説明いたします。まず、議案第63号につきましては、霧島市消防局北署に配備予定としている高規格救急自動車を更新するため指名競争入札を行いました。落札者がなかったことから2回目の入札において最も低い価格を提示した 隼人町真孝37番1号 鹿児島トヨタ自動車 株式会社隼人店店長中村光伯から2,999万7,000円で地方自治法施行令第167条の2第8号の規定に基づき、取得しようとするものです。次に、議案第64号につきましては、霧島市消防団牧園方面隊中津川分団安楽部及び霧島方面隊田口分団に配備しております消防ポンプ自動車を更新するため指名競争入札を行い、消防ポンプ自動車2台を、鹿児島市松原町12番32号鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二から3,839万円で取得しようとするものです。次に議案第65号につきましては、霧島市消防団隼人方面隊小野浜分団小浜部、隼人方面隊富隈分団川尻部及び福山方面隊第一分団大廻部に配備している消防小型動力ポンプ付普通積載車を更新するため指名競争入札を行い、消防小型動力ポンプ付普通積載車3台を、鹿児島市松原町12番32号鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二から2,369万4,000円で取得しようとするものです。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（愛甲信雄君）

議案第63号の財政のところでお伺いいたします。霧島市消防局北署に配備予定としている高規格救急自動車を更新するため、指名競争入札を行いました。落札者がなかったことから、2回目の入札において最も低い価格を提示したと書いてありますが、なぜこの1回目で、どのような理由で落札できなかったのかお伺いいたします。

○総務課長（細山田孝美君）

入札において、予定価格に達しなかったため落札できておりません。

○委員（愛甲信雄君）

それは高過ぎたのか安過ぎたのか、どちらですか。

○総務課長（細山田孝美君）

予定価格よりも高い入札をされていますので、そういう結果になっております。

○委員（前川原正人君）

今の愛甲委員の質疑と重複する部分もあると思うんですけども、総務課長の話では入札価格が予定価格を上回ったということで、法的措置で随意契約でやられたということで説明があったわけですけども、だとするならば今回の取得価格が予定価格から見た場合に何%程度の価格だったのかお示しいただけますか。

○総務課長（細山田孝美君）

価格自体は予定価格というのがあるわけですけども、それを数十万円から数百万円超えた形で、入札が行われていますので、それで随意契約になった経緯がございます。

○委員（前川原正人君）

例えば一つの品物に対して予定価格を設けるわけですよね。自治法上、どうしても落札ができなかったと。安ければいいということではないですけども、要はその予定価格からいったときには、それ以内の価格で収まったというふうに理解をするわけですよ。結論として。私が言いたいのは、予定価格を持っていて、それから見た場合の、今回のこの2,999万7,000円が何%ぐらいでの随意契約になったのかということをお聞きしているのです。

○総務課主幹（池田康一郎君）

今の御質問、随意契約がどの程度のということですので99%です。今はじきましたところ。落札率とかではございませんので。99%で今仮契約を結んでいるところです。

○委員（前川原正人君）

分かりました。これはもうあくまでも業者間同士の話だったり、見積りだったり、その辺がどうしても勘案されて、結果としてこういうふうになったということは理解をしております。それともう一つは、今回の財産取得によって高規格の救急車が配備されていくことになるわけですけども、これまでの高規格救急車車両。これがどういう扱いになっていくのかということについては、どのような予定でいらっしゃるのか、お聞きしておきたいと思えます。

○総務課長（細山田孝美君）

現在、この救急車は北署のほうに配備しております。今回これが更新になるわけですが、一方、消防局のほうで1台予備車という形で設けております。これは、昨年の鹿児島国体に備えて準備したほうがいいのではなかろうかということで、救急車という機能を全て備えているわけじゃなくて、あくまでも補完的な形でとっていたわけです。それが、皆さん御承知のとおり、新型コロナが拡大してきました、我々のほうもすごく悩んで、コロナ疑いの方、陽性の方の搬送をどうしようかとなったときに、通常の救急車を使っていかどうかという最初分かりませんでした。そういった中で今のこの予備車があったので、搬送が確定されていると。大きな資機材も要らないということで、その中に、例えば、隔離のためにアイソレーターを自分たちで作って、それを今運用しています。それで、救急車の活動等もしているんですが、今使っているのが今年12月に、車検切れになりますので、その代わりに、従来のあるやつを、使えないだろうか今調整中です。実は今度交換するものも故障というか、大分不具合が来ていまして、使えるかどうかはあと半年ありますので、その間に使えるようであったらそんな形で、次に備えておきたいなという考えがおりますが、いずれにしても調整中でございます。

○委員（前島広紀君）

議案第63号、62ページのところなんですけれども、備考のところ、予定価格に達しなかったため、落札者なしと書いてあるんですけども、さっきの話では、予定価格を超えたからっていう話だったと思うんですが、その件と、その下のほうに、随意契約の締結ってありますけれども、そのところで、2回目の入札において、最も低い価格を提示したトヨタであるんですが、最も低いって言っても、2社は辞退しているわけですよね。だから最も低いって、ちょっと言葉が違うんじゃないかなと感じるんですが、その辺りの説明をお願いいたします。

○総務課長（細山田孝美君）

議案の説明についての最も低いという言い方がどうかという話です。委員おっしゃるとおり、そのように理解をしている部分もあります。ただ、その一番低いというところを表したかったというところがこのような文章になっていると思います。

○副委員長（松枝正浩君）

議案第63号についてお尋ねをいたします。設計額と予定価格がまず同額なのかどうか、違うのかどうか、お示してください。

○総務課主幹（池田康一郎君）

質問の内容においては、予定価格と予算額、設計額が同額ということで、御回答いたします。

○副委員長（松枝正浩君）

分かりました。この63号については、特定の指定寄附があったということで、恐らく山口さんのほうから1,000万円近い額の寄附があったと思うんですけども、例えば寄附があった場合の、今この写真を見せていただいていますけれども、例えば寄附があった方の、会社の名前とか、そういったものの記載というのは、こういったところにされないのかどうか。先日、別な形ですけども国分ハウジングの例を広告の関係だと思うんですけども、その辺の取扱い。この辺に載せるのか載せないのか、そういったところをまずお示しをください。

○総務課長（細山田孝美君）

今お示しのとおり、これは指定寄附を頂いて、整備する車両でございます。過去にも、複数台ありまして、それは相手方の御意向を聞いて、掲載するのが掲載しないのか、あと名前等も含めて、当然それは限りがありますけれども、実際に今霧島市内を走っているのは複数台その名前を書いたもので運行している状況ですので、今後また相手の要望等を聞いて、当然、記載の申出があれば、そのような方向で進めていきたいと考えております。

○副委員長（松枝正浩君）

当然寄附者の意向というのもあると思いますので、救急車に記載をしないということであればやはり市民の方々の安心安全につながってくるものでありますので、例えば、市報等で紹介をするとか、そういったのを幅広く広報していくべきじゃないかなと思いますが、御検討をお願いいたします。

○委員（前川原正人君）

議案第64号のところで、この消防ポンプ自動車DC-1型を2台ということですが、これは先ほどの質疑でも申し上げたとおり、予定価格から見たときに、何%ぐらいで落札をしたのか、お知らせいただけますか。

○警防課主幹（日原秀顕君）

議案第64号は、落札率は99.9%となっています。

○委員（前川原正人君）

もう一つはそれぞれ牧園方面隊中津川分団安楽部と、霧島分団霧島方面隊田口分団のほうに配備するということになりますけれども、これが大体いつ。今仮契約の状態ですけども、これまでの既存の車両はどうなるのか。そして配備予定を、今後、議会を通過し、可決されて配備予定はいつなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○警防課主幹（日原秀顕君）

議案第64号ですけども、既存の車両は鉄くずのスクラップとして処理することになっております。配備予定については、大体8月ごろを予定しております。

○委員（前川原正人君）

もう一つは多分同じだと思うんですけども、CD-1型の2台、これはもう仕様も車両も、全て同じ車両と。外見も中身もそういう理解でよろしいですか。

○警防課主幹（日原秀顕君）

はい。おっしゃるとおりでございます。

〔委員長、委員外議員〕という声あり〕

○委員長（徳田修和君）

今、委員外議員から発言の申出がありました。委員の皆様からこの議案に対しては、ほかにありませんか。

○委員（有村隆志君）

議案第64号でCD-1型ということでございますので、今回の取得に当たって、装備品についてそれぞれの団からの要望など特徴的なものがあれば御紹介ください。

○警防課主幹（日原秀顕君）

要望等を確認したんですけれども特に要望等が上がってきておりませんでした。

○委員（有村隆志君）

では65号のほうはどうですか。

○警防課主幹（日原秀顕君）

議案第65号についても同じく、要望等は上がってきておりませんでした。

○委員（有村隆志君）

議案第63号で今回随意契約ということでございますが、こういうことが続くということになったときに、ちょっと心配するのはほかの車の面のことが、サービスという部分が、細かな部分のどこまで及んでくるような気がしますけど、こういうのは、今後もこういう形で行くのはちょっと心配な気がするんですが、そこ辺りについてどう考えていますか。

○消防局長（堀ノ内剛君）

今回予定価格を示したのは、今までの実績を見ながら、ある程度予定価格を示したと思います。ただし、年々車の装備とかいろんな部分で、車自体が少しずつ上がってくる状態でございますので、今後はまた、来年、再来年、更新があるとしましたら、その辺を見据えた上で、予定価格を示さないといけないことだろうということに考えております。

○委員（前島広紀君）

63号、64号、65号、全て指名競争入札ですよね。その中で、結果的に63号は、3社のうち、2社が辞退。そして64号は2社が辞退、そして、65号4社が辞退ってということなんですけれども、指名して、辞退する業者がこれだけ出るということに何か原因があるのでしょうか。その理由とといいますか、辞退に至った経緯とといいますか、理由はどういうことなんでしょうか。

○総務課長（細山田孝美君）

辞退はそれぞれの会社の考え方でありまして、何で辞退されるんですかということまでは今正直問い合わせておりませんのではっきりわかりません。会社の都合というふうに理解しております。

○委員（前川原正人君）

議案第65号でございますが64号と共通の質疑になると思います。予定価格から見た場合の落札率が幾らだったのか、お示しいただけますか。

○警防課主幹（日原秀顕君）

議案第65号についても、落札率は99.9%となっております。

○委員（前川原正人君）

どうしても特殊車両ということも一つあるわけですね。今、消防局長がおっしゃるように、例えば過去の事例、過去の実績等を勘案しながら、普通の備品購入等をやる場合は、最少の経費で最大の効果を上げるというのが、行政どこに行っても共通している、そういうスタンスで取り組むというのが普通というかそれが当たり前だというふうに私は認識いたしております。例えば予定価格をこれだけというふうに決めていけば、粗悪品を阻害するために、ある一定程度は、制限価格を設けたりとか、やられる手法もあるんですけれども、要はもう99.9%というと、もう100%ですよ。言いなりと言ったら言葉が悪いですけど、特殊車両というそういう条件も当然ありますけれども、

相見積りとかですよ、前もってのそういう情報交換。談合はいかんですけど、情報交換というか、部内での。そういう議論というのはないわけですか。

○警防課長（川崎敏朗君）

適正な予算執行に当たり、予定価格を何%に設定するかということになりますが、予算に対して積載品等の実勢価格等を調査した上で、見積りをとって、これまでの過去の実績等を踏まえながら、仕様書に基づき設定しております。結果、消防ポンプ自動車、消防小型動力ポンプ付普通積載車のいずれも99.9%の落札率でしたが、予定価格の設定が適切であったというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

疑うときりがないんですけど。例えば、同じようにはいかないけど、例えばですけど、土木建築関係になると最低制限額を設けるわけですよ。粗悪品を除外するために。最低ここは守るよ。しかし、大体85%ぐらいが最低制限価格なわけですよ。普通はですね。備品になるとまた当然違ってきますので。特殊車両というそういう条件も鑑みなければいけないというものもあるんですけども、やはり99.9%っていうのは、普通あり得ないわけですよ。普通というか現実ありますけど。現実ありますけど、やはり最小の経費で最大の効果っていうのを考えるのであれば、やみくもにとは言いませんけれども、やはりそういうのも今後研究課題ではないのかなというふうに思うわけですけども、そういうのも今後検討が必要であると思っておりますがどうでしょうか。

○警防課長（川崎敏朗君）

委員の御指摘のとおり、今後機械装備品に関しては、日進月歩本当に進行します。そのようなものも考慮しながら、今後検討し、今後につなげたいと考えています。

○副委員長（松枝正浩君）

64号、65号、先ほど辞退の話があったんですけども、64、65の指名をされている業者というのは全く同じであります。そういう中で、事態が起こっているということなんですけれども、この結果を見られて消防局としての検証と、それから今後の対策というのをどのようにお考えになられているのか、お示しいただけますでしょうか。

○消防局長（堀ノ内剛君）

私も総務課がちょっとながかったものですからずっと携わっているんですけども、先ほど前川原委員のほうからありましたように99.9%というのは珍しいなというふうに感じていたところでございます。今回の入札の結果4社が辞退しているようなんですけれども、ふだんでしたら必ず入札価格を入れてきているものですから何か、特殊なことがあったんだろうなという、実感でございました。例えば65号のほうの消防ポンプ自動車のほうについては、やはり消防ポンプ自動車ですので、大手というか、一番下のほうにナカムラ消防化学とか入っているんですけど、この辺りがポンプ車を扱っているのに入ってきて入札に参加しているものと思いますが、あとの65号については、小型ポンプを主に取り扱っているメーカーでございまして、この辺が辞退したところは、こちらの仕様書に何か、不具合があったのか。また今までの実績を見て、ちょっと落ちないだろうなという各社の判断があったのかということ、ちょっと見当つきませんが、今後は、また、毎年更新は続くと思っておりますので、いろんな方面から考えて検討していきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

63号は配備予定で、今後更新をするということで先ほど総務課長からありましたとおり、まだ車検、12月ぐらいまでには時間があるということで今後検討していくということなんですけれども、例えばこの共通して使える備品というものも当然出てくると思うんですね。そのまま全部、廃車ということではなくて、破棄するのではなくて、使える備品、装備品等も当然使っていくという理解でよろしいですか。

○総務課長（細山田孝美君）

はい。今委員がおっしゃるそのとおりでございます。使えるものはもう最後まで使います。ただし、医療機材になりますと、やはり正確性を期すものがありますので、そこは適時判断をしていく

ことになりますけれども、使えるものは最後まで使います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようです。委員外議員からの発言の許可の申出がございました。ここでお諮りします。委員外議員からの発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

○委員外議員（植山利博君）

先ほど総務課長のほうから、コロナの搬送のことが出たものですから、消防隊員の方々は大変御苦労なさっていると思うんですけど、消防局でコロナで救急車で運ばれた事例があれば、何件ぐらいあったか、もしよければお答えいただければと思うんですが。

○総務課長（細山田孝美君）

コロナですけれども本当先ほど話したとおり、もう去年の4月ぐらいから急に、こちらも緊張感を持って接しなければならぬ事案が発生しまして、普通の救急活動の中で、その方がコロナかどうかかわからないわけです。そういったことは非常に不安に駆られたんですけども、そういった中で数件搬送があって、そのあと、離島のクラスターの関係で空港からの搬送で出ています。現在、我々がこの人はコロナじゃなかろうかと思った件数と、実際陽性だということで90件ほどあります。そのうち50件を陽性患者という形で搬送している事実があります。ただ今おっしゃるとおり、我々、救急車を媒介として乗る者としては、そこを通じて、もううつしてもいけないし、そのあとの救急車の清掃作業であったりとか制式作業、消毒作業はもう徹底して。昨年補正予算等も認めていただきまして、資機材も購入しておりますので、ありがとうございます。今後も引き続き、コロナに対して、終息が見えるまで、一生懸命消防局としては対応したいと思っております。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時30分」

「再開 午前10時31分」

再開します。

○委員（川窪幸治君）

今、総務課長が答えられた緊張しながら、コロナの患者さんを搬送されているということだったんですけど、今この消防の救急車の購入に関してですけども、今あるいろんな企業とか建物で、名前言うところのいろいろな企業のあれになってしまうのであれですけど、加工とかシールドとか、中に、菌を殺す、要はそのコロナ菌を要は24時間たったら押さえて、出なくなりますよってというようなシールドが今、たくさんいろいろ出回っているところだと思うんです。そういうものを建物に使えたり車の中に使えたりするっていう話を私もこの間ちょっと聞いたところだったんですけど、そういうのを取り入れて、隊員の皆様の少し緊張が少しよくなるとか、そういうような菌を抑える、そういうようなものを加工するようなことは、購入のときに、検討はされなかったのか、ちょっとその辺をお示してください。

○総務課長（細山田孝美君）

はい、搬送中、本当に気を使う部分があるもんですから、去年の補正予算の中で購入をしていたいただきましたトランスバックという資機材があります。それはもう患者自体を全部覆って、そこを陰圧にして、その際にフィルターがあって、そこから空気が出てきますので、当然車内に、そういう患者が呼吸をしたりとか飛沫が飛んだりしないような設備を十分設置しておりますので、今、議員がおっしゃるような対策は当然とっております。さらにその上に、救急車を消毒するシャットノクサス、これも数十万円するものですが、それを撒いて、あとその救急車にもオゾン装置というのがありまして、もう二重にも三重にも処置をして、なおかつ隊員も通常であれば、ガウンぐらいでい

いんですけれども、マスクやゴーグルマスク。マスクもN95というすごく通さないやつ。あと手袋、シューカバー、フェイスシールド。だから、もうそういう議員のおっしゃることも十分用心しながらこちらも対応していますので、またいろんなそういういい資機材があったりしたら教えていただきまして、また対処できるようにしたいと思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案第63号から第65号までに対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時33分」

「再開 午前10時35分」

△ 議案第51号 霧島市税条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第51号、霧島市税条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第51号、霧島市税条例の一部改正について御説明いたします。議案第51号につきましては、令和3年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律のうち、同日、専決処分を行いました4月1日施行分の改正以外の税制改正に伴う改正になります。詳細につきましては引き続き、税務課長が説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○税務課長（浮邊文弘君）

議案第51号、霧島市税条例の一部改正について、主な改正点につきまして、新旧対照表で説明いたします。新旧対照表は15ページから17ページになります。15ページをお開きください。まず、第24条は、令和2年度の税制改正で、30歳以上70歳未満の国外居住親族が扶養控除の対象となる扶養親族から、原則除外されたことに伴い、市民税の非課税の判定の基準となる扶養親族の範囲を、扶養控除の取扱いと同じにするよう規定したものです。次に、第34条の7の寄附金税額控除につきましては、特定公益増進法人等に対する寄附金の範囲が見直されたことに伴い、改正しようとするものです。次に、附則第6条は、セルフメディケーション税制の適用期限が5年延長されたことに伴い、改正しようとするものです。次に、附則第10条の2第24項につきましては、河川流域内の浸水被害対策のため、あらゆる関係者が協働して水害対策を行う流域治水を推進するため、特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法の改正に基づき、民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の割合を3分の1と規定するものです。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより、執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○副委員長（松枝正浩君）

今回の51号の議案なんですけれども、6月議会に諮りまして、議決をされた後、この附則の部分で、令和4年1月1日からということで行われるようになっておりますけれども、議決後から、施行される1月1日までの間の期間、どのようなスケジュールになっているのかお示してください。6月議会で議決になって、1月1日までの間に時間があるんですけれども、その間の作業がどのようなものが想定されているのかということをお教えいただけますでしょうか。

○税務課主幹（有村昭司君）

スケジュールについては別段そのようなものは何もなく、この施行日に基づいてそれ以降が対応になっていきますので、スケジュールというのは別段ないです。

○副委員長（松枝正浩君）

6月議会に議案として上げられたという、例えば、令和4年1月1日であれば例えば9月議会でもよかったじゃないかと思うんですけど、その辺の提案された理由というか、時期的な問題があれば教えていただけますでしょうか。

○税務課長（浮邊文弘君）

周知等が必要なものにつきましては、周知をしてまいりたいと考えております。

○委員（山口仁美君）

税務課長口述の中にあります、30歳以上70歳未満の国外居住親族がというくだりがあるんですけどもここで影響を受けるような方々というのが予測されているのかどうなのか。市民の中に影響を受ける方がいらっしゃるのかなのかどうか教えてください。

○税務課長（浮邊文弘君）

ここにつきましては、国税のほうで多分分かると思います。ただ、住民税、地方税に関してはちょっと把握ができない部分で、その扶養に取られている方が、その所得そういったものも把握できない。またその人が国外居住というのも、こちらのほうで把握できないところでございます。

○委員（前川原正人君）

山口委員の質疑と重なる部分があると思うんですけども、要はこれまで控除対象扶養親族を除くことから、これが年齢16歳未満に限ると。これが先ほど課長のほうからありましたとおり、30歳以上70歳未満の国外居住親族がということで、前提があるわけですけども、例えば一つのシミュレーションとして、はっきりはわからないと思いますが、例えば昨年度の実績等から考えたときのシミュレーションなどというのはできないんですか。

○税務課長（浮邊文弘君）

先ほども申しあげましたとおり、この方たちを把握することは難しいと。また、この中でも、除外者っていうのがありまして、留学ビザのコピーを提出した者とか、障害者控除を受けている者、また送金関係書類で38万円以上の送金等が確認できる者。こういった方々は、この控除対象になりますので、控除対象外からはまた除外されるということにもなります。そういったものも関係いたしまして、また年齢等もありまして、把握が難しいと。ですので比較、シミュレーションというのとはちょっと、私どものほうでは難しいと考えております。

○委員（前川原正人君）

それともう一つは15ページの中のこの法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とするということで、これだけを見ても意味が分からないわけですよ。法律をずっと引っ張ってきて、その上で、どこの部分がどうなる。そしてその影響がこうなるということでは見ることができないわけですけども、ここの、ナンバー24と振ってありますここの3分の1とするここの説明をお願いしたいんですけど。

○税務課長（浮邊文弘君）

まず、3分の1の根拠ですが、わがまち特例ということで、市町村でこの割合を定めるということになっております。これにつきましては、標準課税の3分の1を参酌して、6分の1以上2分の1以下の範囲において、市町村の条例で定める割合となっておりますので、参酌値である3分の1を適用しております。また、雨水貯留浸透施設は、当然、市町村等が造ったものについては、もともと税がかかりませんが、民間等が整備したものは今後、関係法等が公布されていくと思うんですが、この中で、特定都市河川浸水対策法とか下水道法の規定によって、認定を受けた計画に基づき、民間業者が整備する調整池とか浸透池とか貯留槽、浸透枿、そういったものを民間が整備した場合に、標準課税3分の1が適用されるということになります。

○委員（前川原正人君）

口述の中でおっしゃいましたセルフメディケーション税制、これが健康診断などを受けている方が、保険控除をするというのが一つの理由とはなっているんですけども、ここの部分っていうのが、5年間延長されることで、例えば本市にとってどういう影響になっていくのか、どういう変化になっていくのかということでの想定はしていらっしゃらないですか。

○税務課長（浮邊文弘君）

セルフメディケーション税制についてですが、まず、医療費控除の中の特例ということで、セルフメディケーション税制というものがございます。これにつきまして本市で令和元年度分、6人が申請をされております。やはりセルフメディケーションにつきましては、医療費控除と併用できないと。医療費控除を出された場合にはセルフメディケーションは使えないということになりますので、やはり、高齢者の方々だけではないんですが高齢者の方が多い医療費控除のほうを使うっていう、霧島市においては、医療費控除のほうが圧倒的に多いような状況ですので、セルフメディケーションについては、5年延長があっても、影響はないとは考えております。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第51号に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時46分」

「再開 午前10時47分」

△ 議案第53号 霧島市手数料条例等の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます次に、議案第53号、霧島市手数料条例等の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

議案第53号、霧島市手数料条例等の一部改正について、御説明申し上げます。今回の議案は、国の法律が改正されたことに伴い、住民票の除票に係る写し及び戸籍の附票の除票に係る写しの交付等に関する手数料を規定等するため、本条例の一部を改正しようとするものです。詳細については、市民課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜われますようお願い申し上げます。

○市民課長（山下美保君）

議案第53号、霧島市手数料条例等の一部改正について、御説明申し上げます。議案の19ページから20ページ、一部改正条例新旧対照表の18ページから19ページを御覧ください。まず、第1条による一部改正についてです。改正の理由についてですが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る法律、いわゆる「デジタル手続法」の施行により住民基本台帳法が改正されたことに伴い、住民票の除票に係る写し及び戸籍附票の除票に係る写しの交付等に関する手数料を規定するため、本条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の内容についてですが、住民基本台帳法には、住民票の除票及び戸籍附票の除票の写し等の交付について定められておらず、従来、交付については、通常の住民票及び戸籍附票の写し等の交付と一体的な取り扱いをしていたものが一部改正により規定が新設され交付制度の明確化が図られたことから、本条例の別表第1中20、22、23の項に住民票の除票及び戸籍附票の除票を追加するものであります。なお、これらの交付は、従来行っている事務であり、手数料については、これまでと同額といたします。施行期日については、公布の日としております。次に、第2条による一部改正についてです。改正の理由についてですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収の事務については、地方公共団体情報システム機構から市町村長に委託することができること

とする規定が新設され、これらの規定の施行期日は、令和3年9月1日とされました。これにより、令和3年9月1日以降の個人番号カードの再交付手数料については、個人番号カードの再交付の際に市町村で徴収事務を行うことには変わりはないものの、受託による徴収へ位置付けが変わることとなり、本条例の規定が不要となることから、所要の改正をしようとするものであります。なお、手数料の額については、今後、地方公共団体情報システム機構が定めることとなります。改正の内容についてですが、本条例の別表第1中17の項を削り、18の項を17の項とし、19の項から88の項までを1項ずつ繰り上げるものであります。施行期日については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の関連規定の施行期日に合わせ、令和3年9月1日としております。次に、第3条による一部改正条例の一部改正についてです。改正の理由についてですが、住民に個人番号を通知する、いわゆる「通知カード」の新規発行や再発行が令和2年5月25日に廃止されたことに伴い、令和2年霧島市条例第16号において、本条例の所要の改正を行い、その中で、令和2年5月25日前に再交付申請されたものについては、既定の手数料500円を徴収するための経過措置を設けたところですが、この廃止前に再交付申請された通知カードの受け取り等が終了し、経過措置が不要となったため、所要の改正をしようとするものであります。改正の内容についてですが、附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削るものであります。施行期日については、公布の日としております。最後に、予算措置についてですが、今回の改正に伴う予算への影響はほとんどないと思われることから、特にございませぬ。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりましたこれより執行部に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山口仁美君）

確認ですが、この手数料等については特に変更はないというような文言が繰り返し入っていたんですが、例えば、もらう書類とか、そういったものに関して変更とかがあるということはないんですか。特に何も変わりはないけれども、改正するというそういう内容でよろしいですか。

○市民課長（山下美保君）

申請される際の書類等には特に変更はありません。手数料だけの変更になります。もらうものについても、変更はないということになります。

○委員（前川原正人君）

二つ聞きます。まず、戸籍附票の除票の写しの交付ができるようになるということですが、先ほどの説明の中で、これまではどうだったんですか。

○市民課長（山下美保君）

住民票の除票と今回戸籍附票の除票ということで上げているんですが、この文言について説明を追加させていただきます。住民票の除票とは、転出や死亡等によって、住民基本台帳から除かれた住民票ということになります。戸籍附票とは、本籍地の市区町村において、戸籍の原本と一緒に保管している書類で、その戸籍が出来たときから、除斥されるまでの住所の履歴を記載したのになります。この戸籍附票の除票とは、本籍を市外に移したり、死亡や婚姻等により、全員除籍になった戸籍附票を言います。先ほど説明がありましたとおり、今までは住民基本台帳の中に、交付についての規定が定められてなかったわけですが、通常の住民票と、戸籍附票の交付と同じような形、一体的に取扱いをしております、今までも交付していたものになります。ただ手数料条例の中で明確に規定していなかったものを今回規定するというものになります。

○委員（前川原正人君）

私もいろいろこの議案が出て調べていったわけですけど、その中で分かったのは、これが5年間経過をすると出せないという一つのハードルと申しますか、それがなくなるわけですね。ただ、この条例ができることで、出せるようになるんですけど、ではその情報が何年ぐらいまで遡って出せるのかという疑問がわいてきたわけです。その辺についてはどうなんでしょうか。

○市民課長（山下美保君）

令和元年6月20日施行ということになっていますので、それ以前のその時点で5年経過していないものについては対象ということになります。除票になってから5年たっていないものは対象ということになります。

○委員（前川原正人君）

そうすると、今課長がおっしゃるように令和元年まで遡ることができるんですけども、1市6町合併して16年になるわけですけど、今おっしゃった部分っていうのは、共通した、同じ霧島市の同等なサービスで提供ができるというそういう理解でよろしいですか。

○市民課長（山下美保君）

委員がおっしゃるとおりでございます。本庁におきましても支所におきましても、どちらも一緒になります。

○委員（前川原正人君）

それと、もう一つは、議案書の20ページの中で、第2条の別表第1中17の項を削ると。これはその手数料の800円がなくなるというふうになるわけですけども、この条文の中で、個人番号カードの追記欄の余白がなくなったとき、その他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除くっていう、ただし書き事項が入っているわけですね。再交付の場合、ということになりますと、ここがどういう理解をされているのか、皆さん理解されていると思うんですけどちょっとよくわからない部分なんですけれども、ここの部分を説明お願いできますか。

○市民課長（山下美保君）

手数料条例におきましては、有料の部分を定めていることになるんですけども、マイナンバーカードの再交付が有料の場合と無料の場合がございますが、先ほどありますのが、住所が変わったりとか、氏名が変わったりした場合などに、免許証などと一緒に裏書ではなくて、表面に、変更事項を記載する欄があるんですけども、そこの部分が満杯になって、新しく住所を変更したときに余白がなくなった場合とかに再交付ということになりますので、これは本人の過失等で紛失したというものではありませんので、そういう場合は、無料で再交付ができるということになっております。

○委員（前川原正人君）

確認をさせていただきたい。要するに今後は、個人番号カードを申し込む方に対しては、お金は要らないよと。そういう理解ですよ。でも、今度は再交付をする場合は、本人の過失があったりとか、ある場合はいただきますよと。でも、書き込む欄がない場合はいただきませんよという、そういう理解でよろしいんですね。

○市民課長（山下美保君）

今まで市で決めていた手数料の部分を、マイナンバーカードを発行している団体のほうで規定を決めるということになります。取扱いのほうは、おっしゃるように、有料、無料の規定とか、今後まだ、その規定がまだ示されておられませんけれども、同じような扱いになります。

○副委員長（松枝正浩君）

2条の関係でお尋ねをしたいと思うんですけども、この手数料がなくなるという、先ほどの議論の中でもなくなるということなんです。過去の実績で再交付と言われるものが何件ぐらいあって、幾らぐらいの収入であったのかというのがわかればお示しいただけますでしょうか。

○市民環境部長（本村成明君）

ちょっと確認をしておきたいと思います。先ほどから、手数料がなくなるという表現をされますので、まず端的に申し上げて、市民の側からすると、今の有料、無料の取扱いも含めてですが、再交付のときの手数料がなくなるわけではございませんので。手数料の徴収主体が市から、地方公共団体情報システム機構に移ると。そこから市に委託がされますので、まずその確認をさせていただきました。ちょっと数字のほうはお待ちください。

○委員（前川原正人君）

今の部長の話では、主体が変わりますよと。そこまで分かるんですよ。今後どうなるかわからないというふうに、先ほどおっしゃったような気がしたんだけど、今後どうなるかわからない中で、条例を出して、ちょっとまだクエスチョンです。

○市民環境部長（本村成明君）

どうなるかわからないと申しあげましたのは、まだはっきりと、恐らくは800円と金額は変わらないんですけれども、その通知がJ-L I Sのほうから地方公共団体情報システム機構のほうから来ていないので、不透明な部分がありますというニュアンスでございますので、ほぼ今までと変わらないというふうに考えています。

○委員（前川原正人君）

結局は事業主体っていうか発行主体が変わるから、手数料は市のほうでは受け取れないよと。しかし、地方公共団体システム機構のほうやるので、そっちのほうは取る可能性が十分あるよと。要は、市がしないから手数料の条例が要らなくなるという、そういう理解でよろしいですか。

○市民環境部長（本村成明君）

条例から除くという部分は今おっしゃったとおりなんですけど、お金を徴収することは、東京から来てお金を取るわけいきませんので、私どもが当然市のほうでとるわけです。それが今までは、予算の区分でいきますと、歳計予算、一般会計予算の中だったものが、9月1日からは歳計外という扱いになるということでございます。

○市民課長（山下美保君）

先ほどのマイナンバーカードの再交付の件数と金額という部分になりますが、令和2年度が173件、13万8,400円になります。令和元年度が47件、3万7,600円。平成30年度が42枚で3万3,600円ということになります。こちらのほうは、先ほどもありましたように霧島市の条例で手数料を取っていたわけですが、こちらで取って、カードを発行しているところに納めるという流れになっております。ただ9月1日からは、こちらが徴収する事務を行うことには変わりはないということにはなりますけれども、受託によるという流れにはなります。

○副委員長（松枝正浩君）

今教えていただいた令和2年の金額で13万円ぐらい、これが年に入っていたものが入らないということで市にとっては損失になるような気もしないでもないんですけれども、変わって今度マイナンバーの普及の部分でいきますと、直近でいくと、どのぐらいの市として、パーセンテージであるのか。先日も、議員でも、していない方については、丁寧に説明をしていただけるということでありましたけれども、直近のパーセンテージがどのくらいあって、今後どのような形で普及啓発をされていくのかということまで、お答えいただけますでしょうか。

○市民環境部長（本村成明君）

まず前段の部分から、すいません、くどくなりますけれどももう一回説明をさせていただきます。この手数料につきまして、先ほど今、数字を申しあげましたけれども、これは市に入らなくなるのではないです。8月31日までは歳計予算、一般会計予算として入っていたものが、今度は歳計外で入ってくると。当然徴収するわけですので、市に一旦入ります。それをJ-L I Sに支出していくということは変わりません。歳計で入っていたものを支出していたものが、歳計外で入っていたものを支出するという、その流れは変わりませんので、まずそのところを確認しておきたいと思えます。それから、直近の数字でございますけれども、令和3年4月30日現在で、3万4,565人が、交付を受けておりますパーセンテージで、これ分母が令和2年1月1日現在の人口12万5,469人なんですけど、割り算しますと、27.55%ということになります。最後の普及啓発についてですが、本市でもようやく4分の1を超えたという状況でございます。全国的には3割を超えたというニュースも見ましたけれども、何とか、それを追いかけていっているという状況でございますので、いろいろな、国のほうでもマイナポイントや、行く行くは運転免許証としても使えるといったようなことも言っ

ておりますので、引き続きPRをしていきたいというふうを考えております。それから、今日は市民課の窓口のスタッフがたくさん来ておりますけれども、6月からは、今まで月1回の休日交付を2回増やして、一生懸命やっておりますので、ぜひ議員の皆様も、まだお作りになっていない方はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで議案第53号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時10分」

「再開 午前11時11分」

△ 自由討議

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に自由討議に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第51号、霧島市税条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に進みます。次に、議案第53号、霧島市手数料条例等の一部改正について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第63号、財産の取得について意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

では次に進みます。次に、議案第64号、財産の取得について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に進みます。次に、議案第65号、財産の取得について意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第64号、65号は共通した課題ではあるんですけど、例えば審査の中で明らかになりましたとおり、落札率は99.9%という数字が出ているわけです。これはあくまでも入札結果ではあるんですけど、本来であれば、先ほどの審査の中でも申し上げましたとおり、最少の経費で最大の効果をあげるんだというのが行政のあるべき方向性だとは思っています。ただ、やはりそのためには、入念な情報の収集だったり、その積算の在り方だったり、やはり消防局自身も、もっと研究、検討を進めていくべきではないのかということをおし添えておきたいと思ひます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終わります。

△ 議案処理

○委員長（徳田修和君）

それではこれより議案処理に入ります。まず、議案第51号、霧島市税条例の一部改正について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第51号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第51号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第53号、霧島市手数料条例等の一部改正について討論に入ります討論ありませんか。

〔なし〕という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第53号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第53号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第63号、財産の取得について討論に入ります討論ありませんか。

〔なし〕という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第63号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第63号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第64号、財産の取得について討論に入ります。討論ありませんか。

〔なし〕という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第64号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第65号、財産の取得について討論に入ります。討論ありませんか。

〔なし〕という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第65号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託されました議案5件の審査を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（徳田修和君）

次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は議案番号等とその内容を御発言ください。

○委員（前川原正人君）

先ほども申しあげましたとおり、議案第64号と65号の関係で、落札率99.89%ということでありましたけれども、もう本当に先ほどと同じ内容です。要は、もっと消防局のほうも、最少の経費で最大の効果を上げるということを行うのであれば、研究、検討をして、情報収集を大いにやって、少しでも、節約といいますか、特殊車両でありますけれども、その辺も勘案をしながら、研究、検討を進めていってほしいということを付け加えていただきたいと思います。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時16分」

「再開 午前11時16分」

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案5件については、7月1日の本会議で表決となりますので、その日に委員長報告を行います。これで付託された案件の審査を終了いたします。

△ 閉会中の所管事務調査

○委員長（徳田修和君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目等の御意見はありませんか。しばらくここで、休憩します。

「休 憩 午前11時17分」

「再 開 午前11時17分」

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査については、総務環境常任委員会の所管事項についてとすることよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

では次に進みます。

△ その他

次に、委員会全般に係るその他として委員の皆様から何かありませんか。休憩します。

「休 憩 午前11時18分」

「再 開 午前11時24分」

休憩前に引き続き会議を開きます。その他の事項として、委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉 会 午前11時24分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 徳田 修和